

富士川町共同企業体取扱要領

- 1 富士川町共同企業体取扱要綱（平成 24 年富士川町告示第 号）第 6 条第 4 項に規定する申請に必要な書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 建設業許可証明書（許可を受けている建設業の種類、許可番号、許可年月日が明記され、証明日付が 3 月以内のもの）

(2) 委任状

- 2 入札書の氏名欄の記載は、次のとおりとする。

共同企業体

代表者	建設株式会社	代表取締役	印
	建設株式会社	代表取締役	印
	建設株式会社	代表取締役	印

- 3 契約書における相手方の表示

2 に同じ

- 4 契約書中に特記すべき事項

「 建設株式会社外 社は、別紙 共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。」

- 5 契約約款中に特記すべき事項

「発注者は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、全て代表者 建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」

- 6 特定建設工事共同企業体の結成方法

特定建設工事共同企業体の結成については、自主結成方式とし、共同企業体の募集は一般競争入札等他の定めがある場合を除き、別添公示（例）を参考に行うものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

公 示（例）

富士川町が発注する 建設工事は、特定建設工事共同企業体による一般競争入札により行うこととし、当該特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の受付期間及び方法を次のとおり公示する。

年 月 日

富士川町長

- 1 工事名 工事
- 2 工事場所 山梨県南巨摩郡富士川町
- 3 工事の概要
- 4 資格審査申請書の配布及び受付

(1) 配布及び受付期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）

午前 9 時～午後 5 時

(2) 配布及び受付場所

富士川町役場 財政課 管理担当

電話 0556-22-7206

5 特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件等

(1) 構成員の組合せ【県外業者と県内業者の場合の例】

次のア、イの 1 者ずつを構成員とする特定建設工事共同企業体であること。

ア 山梨県外に本店を有し、平成○年度における経営事項審査の土木一式の総合数値が○○○○点以上である者（本県内に支店、営業所等を有する者に限る。）。

イ 山梨県内に本店を有し、山梨県における入札参加資格土木一式の等級が特 A である者。

(2) 構成員の資格要件

全ての構成員が、次の各号の資格要件を満たすものとする。

ア 富士川町における当該工事に係る入札参加資格の認定を受けている者。

イ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が数年以上あること。

ウ 発注工事の工種を構成する○○工及び○○工を含む工事について、元請けとして施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30 パーセント以上の場合のものに限る。）があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

エ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事

現場に専任で配置し得ること。

(3) 結成方式

自主結成方式とする。

(4) 出資比率

出資比率の最小限度基準は、2 社の場合 30 パーセント、3 社の場合 20 パーセント以上とする。

(5) 代表者の要件

代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員のうち最大のものとする。

6 資格審査申請提出書類及び提出部数

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)

1 部

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第 2 号)

3 部 (4 部)

(3) 同種(類似)工事の施工実績(別紙)

1 部

7 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、建設工事共同企業体とする。

(2) この公告は、入札参加希望者を募集するためのものであり、申請書等の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 入札参加希望者の中から指名業者を選定し、指名する特定建設工事共同企業体には郵便により通知する。

(4) 資格審査申請について不明な点があれば、次の箇所に照会すること。

ア 入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書に関すること。

富士川町役場 財政課 管理担当電話 0556-22-7206

(土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)

イ その他当該工事等に関すること。

富士川町役場 ○○課 ○○担当

(土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)